

公開されないことにより、放射性物質により汚染された（おそれのある）災害廃棄物を処理・処分する地域の住民の不安が増しているのが現実であり、事実多くの自治体から受け入れを拒否されている。

したがって会議録音データは、非公開データ（特許等に関わるもの、プライバシーに関わるもの等）を除き、開示されるべきである。

6. 処分庁の教示の有無及びその内容

上記2. 記載の処分における通知書において「この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、環境大臣に対して異議申し立てをすることができます。」等の教示があった。